

四日市市上下水道局告示第 4 号

事後審査型条件付一般競争入札共通事項の一部を次のように改正する。

令和 4 年 1 月 1 日

四日市市上下水道事業管理者 山 本 勝 久

事後審査型条件付一般競争入札共通事項の一部改正について

事後審査型条件付一般競争入札共通事項（平成 22 年四日市市上下水道局告示第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>2 入札参加手続等</p> <p>事後審査型条件付一般競争入札においては、入札参加のために事前に申請手続きを行うことを要せず、参加資格を満たす者は、入札書に入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書等」という。）を添付（郵便入札においては同封）して提出することにより入札参加できるものとする。</p>	<p>2 入札参加手続等</p> <p>事後審査型条件付一般競争入札においては、入札参加のために事前に申請手続きを行うことを要せず、参加資格を満たす者は、入札書に入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認に必要な書類（以下「参加資格確認申請書等」という。）を同封して提出することにより入札参加できるものとする。</p>
<p>5 入札方法</p> <p><u>(1) 電子入札においては、定められた期日までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、紙入札（電子入札システムを使用せず、書面により行う入札及び開札をいう。以下同じ。）を認めるときはこの限りでない。</u></p> <p><u>(2) 郵便入札においては、定められた期日までに郵送（一般書留、簡易書</u></p>	<p>5 入札方法</p>

留又は特定記録郵便のいずれか）により提出するものとし、入札書到着期限日必着とする。

直接上下水道局管理部総務課に持参した入札書は受け付けない。

9 入札書に記載する事項

(1) 電子入札においては、入札書に入札額、くじ入力番号その他必要な事項を入力のうち、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札を認めるときはこの限りでない。

(2) 郵便入札においては、四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号）第11条に規定する入札書に入札額、工事（業務）名、工事（業務）場所、及び入札（開札）日を工事の公告の記載に従い記入のうち、指定された郵送方法により提出すること。

(3) （略）

(4) 郵便入札においては、入札書は、指定した封筒若しくは指定した様式を満たす封筒に入れ、封筒に入札（開札）日時、工事（業務）名、入札者の氏名（法人にあっては、名称

定められた期日までに郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれか）により提出するものとし、入札書到着期限日必着とする。

直接上下水道局管理部総務課に持参した入札書は受け付けない。

9 入札書に記載する事項

(1) 四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号）第11条に規定する入札書に、工事（業務）名、工事（業務）場所、及び入札（開札）日を工事の公告の記載に従い記入のうち、指定された郵送方法により提出すること。

(2) （略）

(3) 入札書は、指定した封筒若しくは指定した様式を満たす封筒に入れ、必ず封印し、封筒に入札（開札）日時、工事（業務）名、入札者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者

及び代表者の氏名)、住所を記入すること。

1 0 参加資格確認申請書等

当該工事に配置予定の技術者の氏名等を入札参加資格確認申請書に記入し、入札書に添付（郵便入札においては同封）すること。なお、配置予定技術者は予備を含め、2人まで記載することができる。

また、工事の施工実績書等入札参加資格確認に必要な書類の提出を求めた工事については、それらを入札書に添付（郵便入札においては同封）すること。

これらの場合において、紙媒体での提出を指定している場合又はファイル容量超過により電子入札システムで添付できない場合には、紙媒体を持参し、又は郵送することにより提出すること。

1 1 入札に関する注意事項

(1) (略)

(2) 入札公告に示す入札書の提出期間終了後は、入札書の訂正、差し替え及び撤回は認めない。ただし、開札日の前日までの間は、入札辞退届を電子入札システム又は書面で上下水道局管理部総務課に提出すれば辞退することができる。

(3) (略)

の氏名)、住所を記入すること。

1 0 参加資格確認申請書等

当該工事に配置予定の技術者の氏名等を入札参加資格確認申請書に記入し、入札書に同封すること。なお、配置予定技術者は予備を含め、2人まで記載することができる。

また、工事の施工実績書等入札参加資格確認に必要な書類の提出を求めた工事については、それらを入札書に同封すること。

1 1 入札に関する注意事項

(1) (略)

(2) 入札公告に示す入札書の郵送期間終了後は、入札書の訂正、差し替え及び撤回は認めない。ただし、開札日の前日までの間は、入札辞退届を書面で上下水道局管理部総務課に提出すれば辞退することができる。

(3) (略)

1 2 入札（開札）の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者は、入札（開札）に立ち会うことができる。

1 6 入札の無効

四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第13条の規定に該当するもの及び本公告13簡易審査の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)から(4)まで （略）

(5) 入札書の提出期限を過ぎて到着したもの

(6) 同一の入札について、複数の入札書を提出したもの

(7) 郵便入札において、同一の入札について複数の封筒を提出したもの

(8) 郵便入札に使用する封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定がし難いもの

(9) 郵便入札に使用する封筒に記載された件名等と同封された入札書の件名等が異なるもの

(10) 工事費内訳書（委託業務の場合は業務委託内訳書）の提出を求めた工事について、工事費内訳書が次の

1 2 入札（開札）の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から、入札立会人1者を選定し、該当者に電話により連絡する。

1 6 入札の無効

四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第13条の規定に該当するもの及び本公告13簡易審査の規定に該当するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1)から(4)まで （略）

(5) 入札書の郵送到着期限を過ぎて到着したもの

(6) 同一の入札について、同一の封筒に複数の入札書を封入し提出したもの

(7) 同一の入札について、複数の封筒を提出したもの

(8) 郵便による入札に使用する封筒に必要事項の記載がないことにより、入札者及び入札件名の特定がし難いもの

(9) 郵便による入札に使用する封筒に記載された件名等と同封された入札書の件名等が異なるもの

(10) 工事費内訳書（委託業務の場合は業務委託内訳書）の提出を求めた工事について、工事費内訳書が次の

いずれかに該当するもの

ア 工事費内訳書が添付（郵便入札
においては同封）されていないもの

イからオまで （略）

(11) （略）

1.7 その他

一般競争入札において、事後審査時点で落札候補者とならなかった参加者の中に結果として無効な応札をしたものが含まれていても、落札決定事務を妨げないものとする。また電子くじ及び抽選についても同様とする。

いずれかに該当するもの

ア 工事費内訳書が同封されていないもの

イからオまで （略）

(11) （略）

1.7 その他

一般競争入札において、事後審査時点で落札候補者とならなかった参加者の中に結果として無効な応札をしたものが含まれていても、落札決定事務を妨げないものとする。またくじ引きについても同様とする。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

（上下水道局管理部総務課）